



鳥取県公安委員会告示 第103号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第2項の規定に基づき、次のように聴聞を行うので公示する。

令和7年9月24日

鳥取県公安委員会委員長

久本 雅義



聴聞の期日及び場所

令和7年10月9日 午前10時30分から
鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地1

鳥取県警察本部運転免許課